

高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第57号

高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例

高等学校等生徒修学支援基金条例（平成21年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 485 631 512"><u>高等学校等生徒修学支援基金条例</u></p> <p data-bbox="165 533 246 560">（設置）</p> <p data-bbox="120 580 1111 707">第1条 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、<u>高等学校等生徒修学支援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p data-bbox="1211 485 1666 512"><u>高等学校生徒等修学等支援基金条例</u></p> <p data-bbox="1173 533 1254 560">（設置）</p> <p data-bbox="1128 580 2119 804">第1条 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒並びに平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害を受け、<u>経済的理由により就学が困難となった幼児、児童及び生徒</u>に対する教育の機会の確保に資するための事業に要する経費の財源に充てるため、<u>高等学校生徒等修学等支援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p data-bbox="120 825 613 852">備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。